

島根県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び同号の規定による指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日厚生労働省老健局振興課長通知老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定の要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、指定講習会として指定することができるものとする。

(1) 指定に関する要件は、次のとおりとする。

ア 指定講習会を実施する者は、法人であること。

イ 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

(ア) 修了者名簿の作成及び知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出

(ウ) 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 指定講習会を実施する者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

オ 指定講習会を実施する者は、事業所の所在地以外で講習会を実施する場合は、講習会実施場所を所管する都道府県へ次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書（控）

(イ) 福祉用具専門相談員指定講習会指定通知書（控）

(ウ) 福祉用具専門相談員指定講習会事業計画（講習会実施場所分）

(2) 事業内容に関する要件は、次のとおりとする。

ア 講習は、年に1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。

イ 別紙1に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があるときはこの限りではない。

ウ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること

- (イ) 別紙 1 の講習課程一回について 3 名以上の講師で担当すること
- (ウ) 演習を担当する講師については、講師 1 名につき、受講生が概ね 50 名を超えない程度の割合で担当すること
- (エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

エ 指定講習修了者の質の確保を図る観点から、次のとおり指定講習の修了評価を厳正に行うこと。

- (ア) 全科目の修了時に、「福祉用具専門相談員について」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること
- (イ) 修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないこと。
- (ウ) 評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる（知っているレベル）」「概説できる（一通りの概要を説明できるレベル）」とすること
- (エ) 「到達目標」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること

オ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講時期
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料（補講料を含む。）等受講に際し必要な費用の額

カ 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

- (ア) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 194 条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること
- (イ) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
- (ウ) その他、講習会の内容に関する重要事項

キ 指定講習会を実施する者は、受講料等の額については、講師謝金、会場使用料等の

実費を勘案した適切な額を定めること。

ク 指定講習会を実施する者は、受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げる公的証明書等により、受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本もしくは写しを適切に保存すること。

(ア) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票

(イ) 運転免許証

(ウ) 健康保険証

(エ) 旅券

(オ) 住民基本台帳カード

(カ) 在留カード・特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証

(キ) 年金手帳

(ク) 運転免許証以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証等(指定申請手続等)

第3条 講習会の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の講習の募集を開始する3月前までに、次に掲げる事項について「福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書(第1号様式)」及びその添付書類を知事に提出すること。

(1) 申請者の氏名(名称及び代表者名)及び住所(主たる事務所の所在地)

(2) 講習会の名称及び課程

(3) 事業所の名称及び所在地

(4) 講習期間

(5) 担当者連絡先

(6) 運営規程

(7) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

(8) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名捺印のあるものに限る。)

(9) 講習会に係る収支予算

(10) 定款その他の基本約款

(11) 事業計画表及び各講習ごとの時間割表

(12) 事業所(講習を行う教室)の平面図及び設置者の氏名(法人名)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書

(13) 申請者の前年度の決算書

(14) 申請者の概要及び資産状況

(15) 受講料等の設定方法及び改定方法

(変更の届出)

第4条 指定講習会を実施する者は、申請者に関する事項について変更があった場合は「福祉用具専門相談員指定講習会変更届出書(第2号様式)」に関係書類を添付し、10日以内に知事に提出することとする。

(廃止、休止又は再開の届出)

第5条 指定講習会を実施する者は、事業を廃止、休止又は再開したときには、「福祉用具専門相談員指定講習会（廃止・休止・再開）届出書（第3号様式）」を10日以内に知事に提出することとする。

(事業計画の提出)

第6条 指定講習会を実施する者は、知事に対し、指定初年度を除く毎年度、実施年度における初回の講習の募集を開始する1月前までに、「福祉用具専門相談員指定講習会事業計画書（第4号様式）」に関係書類を添付して提出することとする。

(事業実績報告書及び名簿の提出)

第7条 指定講習会を実施する者は、毎事業年度終了後2月以内に、「福祉用具専門相談員指定講習会事業実績報告書（第5号様式）」に、次に掲げる事項を記載した名簿及び関係書類を添付して知事へ提出することとする。

- (1) 福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日
- (2) 修了年月日
- (3) 修了証明書の番号

(修了証書の交付等)

第8条 指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙3に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。また、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 講習会修了者に関する記録を保存すること。
- (2) 受講者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合、事業者は修了証明書を再発行しなければならない。

(指示)

第9条 知事は、本事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習会を実施する者に対し、その行う指定講習会の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

(指定の取消)

第10条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合においては、知事は指定講習会の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき。
- (3) 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 指定講習会を実施する者が、第8条の規定に反し、講習会の全課程を修了していない

い者に対して、修了証書を交付したとき。

(5) 指定講習会を実施する者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき。

(指定等の公表)

第11条 知事は、この要綱に基づき、指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合、公表するものとする。

(指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程)

第12条 施行の際現に厚生労働大臣の指定を受けていた講習会については、第2条に定める指定講習会と同程度以上の講習と認める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別紙1)

福祉用具専門相談員講習課程

区分	科 目	内 容	時間数
講 義	福祉用具と福祉用具専門相談員 の役割	・福祉用具の役割	1
		・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	介護保険制度等に関する基礎知識	・介護保険制度等の考え方と仕組み	2
		・介護サービスにおける視点	2
	高齢者と介護・医療に関する基礎知識	・からだところの理解	6. 5
		・リハビリテーション	2
		・高齢者の日常生活の理解	2
		・介護技術	4
講 義 ・ 演 習	個別の福祉用具に関する知識・ 技術	・住環境と住宅改修	2
		・福祉用具の特徴	8
		・福祉用具の活用	8
		・福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	1. 5
講 義	福祉用具に係るサービスの仕 組みと利用の支援に関する知 識及び支援に関する総合演習	・福祉用具の供給とサービスの仕組み	3
講 義 ・ 演 習		・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	1 0

※上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

(別紙 2)

講師要件表

科目	講 師 の 要 件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
・ 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・ 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
介護保険制度等に関する基礎知識	
・ 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・ 介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
・ からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・ リハビリテーション	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・ 高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・ 介護技術	
・ 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター 1 級・2 級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥ 1 級・2 級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担

	当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術	
・福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
・福祉用具の活用	⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
・福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談専門員 ⑥大学院等教員 ⑦前職以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
・福祉用具の供給とサービスの仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く。）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。